

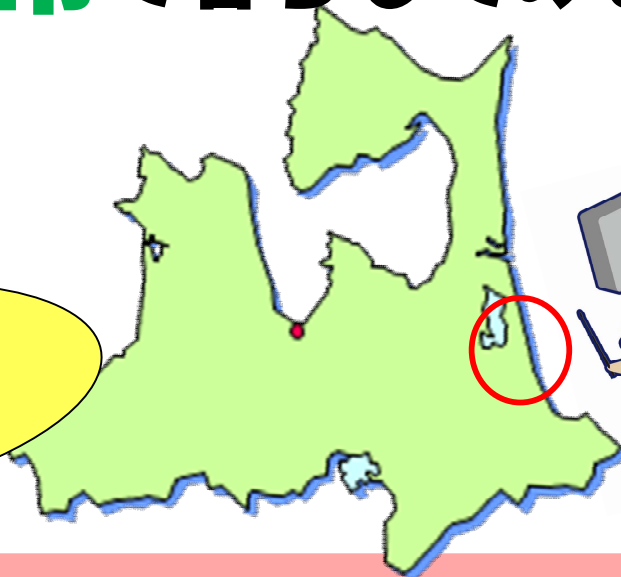
# WELCOME



## 歩いていけるアメリカがあるまち



## 三沢市で暮らしてみませんか



三沢市移住マスコット  
みさわしつじ

支援金を受けられる条件は  
次のページ(裏面)の  
チャートを見てみてね♪

### 東京圏から三沢市に移住してきた方へ 移住支援金を支給します！

◆**単身世帯 60万**

◆**複数人世帯 100万**

+

⚠ **申請期限**

令和9年1月15日まで  
転入後1年を過ぎると  
申請できないのでお早めに！

さらに  
18歳未満の子ども1人につき

**100万円加算**



### お問い合わせ

三沢市役所 政策調整課  
企画戦略・統計分析グループ  
(三沢市桜町1-1-38 本館2階)  
TEL:0176-53-5111 (内線 533・532)  
E-mail:maw\_kikaku@misawashi.aomori.jp

申請書類に  
ついてはこちら



START

申請日時点で、三沢市へ転入後1年以内である。

YES

世帯員がいずれも、過去に移住支援金と同様の趣旨の補助金等の交付を受けたことがない。

YES

移住前の居住地もしくは勤務地が下記に該当していますか？

現在、東京23区内に居住または東京圏(※1)に居住している。  
(※1)東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県(条件不利地域(※2)を除く)

(※2)条件不利地域については、お問い合わせください。

YES

住民票を移す直前の10年間のうち

通算5年以上、東京23区内に居住  
または 東京圏に居住し、東京23区内に通勤している。

YES

住民票を移す直前の1年以上

連続して1年以上、東京23区内に居住  
または 東京圏に居住し、東京23区内に通勤している。

YES

移住後の働き方は、下記のいずれかに該当していますか？

就業

①あおもりジョブ掲載求人で採用され就業している。(週20時間以上就業)

あおもりジョブとは、  
青森県公式就職情報サイトのこと。  
詳細はこちら→



⚠️ハローワークとは異なります！

専門  
人材

②専門人材として、「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して就業している。(週20時間以上就業)

テレ  
ワーク

③所属企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、三沢市を生活の本拠地として移住元での業務を引き続きテレワークで行っている。(週20時間以上就業)

起業

④起業した又はする予定であり、県が実施する「あおもり起業支援事業費補助金」の交付決定を受けて1年以内である。

あおもり起業支援事業費  
補助金についての詳細はこちら→



関係  
人口

⑤農林水産業に就業し、関係人口の要件を満たしている。

YES

移住支援金申請日から5年以上、三沢市に住み続ける意思がある。

YES



受給できる可能性あり

NO

NO

NO

NO

NO

NO

NO

「移住支援金」対象外

